

第2章 選挙

○日向東臼杵広域連合選挙管理委員会公印規程

(平成13年9月10日選挙管理委員会訓令(甲)第1号)

(平成15年6月2日選委訓令(甲)第1号)

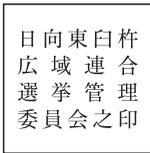
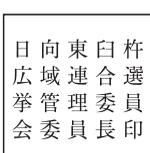
(最近改正 平成26年3月2日選委訓令第1号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、日向東臼杵広域連合選挙管理委員会の公印の保管及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、寸法、書式、印影のひな形、管守者、使用範囲及び個数は、次のとおりとする。

公印の種類	寸法 (ミリメートル)	書式	印影の ひな形	管守者	使用範囲	個数
委員会の印	方 21	横書き 古印体		書記長	一般公文書用	1
委員長の印	方 21	横書き 古印体		書記長	一般公文書用	1

(準用)

第3条 その他公印の保管及び使用については、日向東臼杵広域連合公印規程(平成13年日向東臼杵南部広域連合訓令(甲)第2号)の規定を準用する。この場合において、同規程中「広域連合長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成15年6月2日選委訓令(甲)第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合選挙管理委員会が 保有する公文書の開示等に関する規程

(平成17年3月22日選挙管理委員会訓令(甲)第1号)

(最近改正 平成26年3月2日選委訓令第1号)

日向東臼杵広域連合情報公開条例(平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第8号)の規定に基づく日向東臼杵広域連合選挙管理委員会が保有する公文書の開示等については、日向東臼杵広域連合情報公開条例施行規則(平成17年日向東臼杵南部広域連合規則第2号)に定める公文書の開示等の例による。

附 則

この訓令は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は平成26年4月1日から施行する。